



# 東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.68

発行：東濃西部広域行政事務組合

## 困ったことがあったら相談しよう！

消費生活相談窓口は、各市に設置されていて、「無料」「秘密厳守」で専門の相談員が消費生活についての相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをしています。

相談は、直接市の窓口に出向いていただいても、市の窓口か、局番なしTel188番にお電話していただくことでも対応できます。

済んでしまった事でもささいな事でもあきらめないで、まずは相談窓口までご連絡ください。情報が国へ集約され、注意喚起や法改正の情報などに活用されます。そのため、他の相談者のトラブル解決につながることや2次被害の防止、製品・サービスの向上につながります。

消費トラブルで困ったら「迷わず」「気軽に」「早めに」ご相談ください。



ほんとーに  
こんな相談ありました



ネットビジネスサイトで登録料30万円、アンケートに答えると1件につき3万円もらえると書いてあった。

10件答えたら元が取れて、その後は、収入になると思いきい登録したが、アンケートは1件しかなかった。

仕事（有料アンケート）を提供するので登録すれば確実に収入が得られると謳う勧誘に注意をしましょう。収入を得るはずが、実際仕事がなくかえって多大な出費になることも。確実に収入が得られると書いて登録料・利用料を払わせることを目的としています。悪質な手口には騙されないようにしましょう。

## 5月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	26件
訪問販売	15件
訪問購入	0件
通信販売	47件
連鎖販売	7件
電話勧誘	16件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	30件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間／10:00～16:00

相談料／無料

相談／原則予約制

予約／相談を受けたい窓口

※原則、相談は生活地ですが、生活地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課／22-1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課／68-9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係／54-1111

E-mail 相談／kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業